

現行	改定	摘要
<p data-bbox="359 296 1181 373">1. 土木工事共通仕様書</p> <p data-bbox="937 457 1249 1738">昭和52年4月1日 昭和55年4月1日一部改定 昭和62年4月1日一部改定 平成6年4月1日一部改定 平成8年7月1日一部改定 平成11年4月1日一部改定 平成13年4月1日一部改定 平成14年9月1日一部改定 平成15年4月1日一部改定 平成15年9月1日一部改定 平成17年10月1日一部改正 平成18年10月1日一部改正 平成19年10月1日一部改正 平成20年1月1日一部改正 平成20年4月1日一部改正 平成21年2月1日一部改正 平成21年10月1日一部改正 平成22年10月1日一部改正 平成24年4月1日一部改正 平成24年10月1日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成27年4月1日一部改正 平成27年10月1日一部改正 平成28年10月1日一部改定 平成29年10月1日一部改定 平成30年10月1日一部改定 令和元年10月1日一部改定 令和 2年10月1日一部改定 令和 3年10月1日一部改定</p>	<p data-bbox="1590 296 2412 373">1. 土木工事共通仕様書</p> <p data-bbox="2163 457 2475 1787">昭和52年4月1日 昭和55年4月1日一部改定 昭和62年4月1日一部改定 平成 6年4月1日一部改定 平成 8年7月1日一部改定 平成11年4月1日一部改定 平成13年4月1日一部改定 平成14年9月1日一部改定 平成15年4月1日一部改定 平成15年9月1日一部改定 平成17年10月1日一部改正 平成18年10月1日一部改正 平成19年10月1日一部改正 平成20年1月1日一部改正 平成20年4月1日一部改正 平成21年2月1日一部改正 平成21年10月1日一部改正 平成22年10月1日一部改正 平成24年4月1日一部改正 平成24年10月1日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成27年4月1日一部改正 平成27年10月1日一部改正 平成28年10月1日一部改定 平成29年10月1日一部改定 平成30年10月1日一部改定 令和元年10月1日一部改定 令和 2年10月1日一部改定 令和 3年10月1日一部改定 令和 4年10月1日一部改定</p>	

現行	改定	摘要
目 次		
第1編 共通編 1-1	第1編 共通編 1-1	
第1章 総 則 1-1	第1章 総 則 1-1	
第1節 総 則 1-1	第1節 総 則 1-1	
1-1-1-1 適 用 1-1	1-1-1-1 適 用 1-1	
1-1-1-2 用語の定義 1-1	1-1-1-2 用語の定義 1-1	
1-1-1-3 設計図書の照査等 1-5	1-1-1-3 設計図書の照査等 1-5	
1-1-1-4 施工計画書 1-5	1-1-1-4 施工計画書 1-5	
1-1-1-5 コリنز(CORINS)への登録..... 1-6	1-1-1-5 コリنز(CORINS)への登録 1-6	
1-1-1-6 監督員 1-7	1-1-1-6 監督員 1-7	
1-1-1-7 工事用地等の使用 1-7	1-1-1-7 工事用地等の使用 1-7	
1-1-1-8 工事着手 1-7	1-1-1-8 工事着手 1-7	
1-1-1-9 工事の下請負 1-7	1-1-1-9 工事の下請負 1-7	
1-1-1-10 施工体制台帳 1-8	1-1-1-10 施工体制台帳 1-8	
1-1-1-11 受注者相互の協力..... 1-9	1-1-1-11 受注者相互の協力 1-9	
1-1-1-12 調査・試験に対する協力..... 1-9	1-1-1-12 調査・試験に対する協力 1-9	
1-1-1-13 工事の一時中止 1-10	1-1-1-13 工事の一時中止 1-10	
1-1-1-14 設計図書の変更 1-10	1-1-1-14 設計図書の変更 1-11	
1-1-1-15 工期変更 1-10	1-1-1-15 工期変更 1-11	
1-1-1-16 支給材料及び貸与物件..... 1-11	1-1-1-16 支給材料及び貸与物件 1-11	
1-1-1-17 工事現場発生品 1-12	1-1-1-17 工事現場発生品 1-12	
1-1-1-18 建設副産物 1-12	1-1-1-18 建設副産物 1-12	
1-1-1-19 工事完成図 1-13	1-1-1-19 工事完成図 1-13	
1-1-1-20 工事完成検査 1-13	1-1-1-20 工事完成検査 1-13	
1-1-1-21 出来型検査・部分検査..... 1-14	1-1-1-21 出来型検査・部分検査 1-14	
1-1-1-22 部分使用 1-14	1-1-1-22 部分使用 1-15	
1-1-1-23 施工管理 1-15	1-1-1-23 施工管理 1-15	
1-1-1-24 履行報告 1-16	1-1-1-24 履行報告 1-17	
1-1-1-25 工事関係者に対する措置請求..... 1-16	1-1-1-25 工事関係者に対する措置請求..... 1-17	
1-1-1-26 工事中の安全確保..... 1-17	1-1-1-26 工事中の安全確保 1-17	
1-1-1-27 爆発及び火災の防止..... 1-19	1-1-1-27 爆発及び火災の防止 1-19	

現行	改定	摘要
1-1-1-28 後片付け 1-19	1-1-1-28 後片付け 1-20	
1-1-1-29 事故報告書 1-19	1-1-1-29 事故報告書 1-20	
1-1-1-30 環境対策 1-19	1-1-1-30 環境対策 1-20	
1-1-1-31 文化財の保護 1-22	1-1-1-31 文化財の保護 1-23	
1-1-1-32 交通安全管理 1-22	1-1-1-32 交通安全管理 1-23	
1-1-1-33 施設管理 1-24	1-1-1-33 施設管理 1-25	
1-1-1-34 諸法令の遵守 1-24	1-1-1-34 諸法令の遵守 1-25	
1-1-1-35 官公庁等への手続等 1-27	1-1-1-35 官公庁等への手続等 1-28	
1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 1-27	1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 1-28	
1-1-1-37 工事測量 1-28	1-1-1-37 工事測量 1-29	
1-1-1-38 不可抗力による損害 1-29	1-1-1-38 不可抗力による損害 1-29	
1-1-1-39 特許権等 1-29	1-1-1-39 特許権等 1-30	
1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償 1-29	1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償 1-30	
1-1-1-41 臨機の措置 1-30	1-1-1-41 臨機の措置 1-31	
1-1-1-42 不正軽油の使用の禁止 1-30	1-1-1-42 不正軽油の使用の禁止 1-31	
第2章 土 工 1-31	第2章 土 工 1-32	
第1節 適 用 1-31	第1節 適 用 1-32	
第2節 適用すべき諸基準 1-31	第2節 適用すべき諸基準 1-32	
第3節 河川土工・砂防土工 1-31	第3節 河川土工・砂防土工 1-32	
1-2-3-1 一般事項 1-31	1-2-3-1 一般事項 1-32	
1-2-3-2 掘削工 1-34	1-2-3-2 掘削工 1-35	
1-2-3-3 盛土工 1-34	1-2-3-3 盛土工 1-35	
1-2-3-4 盛土補強工 1-36	1-2-3-4 盛土補強工 1-37	
1-2-3-5 法面整形工 1-37	1-2-3-5 法面整形工 1-38	
1-2-3-6 堤防天端工 1-38	1-2-3-6 堤防天端工 1-39	
1-2-3-7 残土処理工 1-38	1-2-3-7 残土処理工 1-39	
第4節 道路土工 1-38	第4節 道路土工 1-39	
1-2-4-1 一般事項 1-38	1-2-4-1 一般事項 1-39	
1-2-4-2 掘削工 1-41	1-2-4-2 掘削工 1-42	
1-2-4-3 路体盛土工 1-41	1-2-4-3 路体盛土工 1-42	
1-2-4-4 路床盛土工 1-43	1-2-4-4 路床盛土工 1-44	
1-2-4-5 法面整形工 1-45	1-2-4-5 法面整形工 1-46	
1-2-4-6 残土処理工 1-45	1-2-4-6 残土処理工 1-46	
第3章 無筋・鉄筋コンクリート 1-46	第3章 無筋・鉄筋コンクリート 1-47	
第1節 適 用 1-46	第1節 適 用 1-47	
第2節 適用すべき諸基準 1-46	第2節 適用すべき諸基準 1-47	

現行	改定	摘要
第3節 レディーミクストコンクリート 1-47	第3節 レディーミクストコンクリート 1-48	
1-3-3-1 一般事項 1-47	1-3-3-1 一般事項 1-48	
1-3-3-2 工場の選定 1-47	1-3-3-2 工場の選定 1-48	
1-3-3-3 配合 1-49	1-3-3-3 配合 1-50	
第4節 現場練りコンクリート 1-49	第4節 現場練りコンクリート 1-50	
1-3-4-1 一般事項 1-49	1-3-4-1 一般事項 1-50	
1-3-4-2 材料の貯蔵 1-50	1-3-4-2 材料の貯蔵 1-51	
1-3-4-3 配 合 1-50	1-3-4-3 配 合 1-51	
1-3-4-4 材料の計量及び練混ぜ 1-50	1-3-4-4 材料の計量及び練混ぜ 1-51	
第5節 運搬・打設 1-52	第5節 運搬・打設 1-53	
1-3-5-1 一般事項 1-52	1-3-5-1 一般事項 1-53	
1-3-5-2 準備 1-52	1-3-5-2 準備 1-53	
1-3-5-3 運搬 1-52	1-3-5-3 運搬 1-53	
1-3-5-4 打設 1-52	1-3-5-4 打設 1-53	
1-3-5-5 締固め 1-54	1-3-5-5 締固め 1-55	
1-3-5-6 沈下ひびわれに対する処置 1-55	1-3-5-6 沈下ひびわれに対する処置 1-56	
1-3-5-7 打継目 1-55	1-3-5-7 打継目 1-56	
1-3-5-8 表面仕上げ 1-56	1-3-5-8 表面仕上げ 1-57	
1-3-5-9 養生 1-56	1-3-5-9 養生 1-57	
第6節 鉄筋工 1-57	第6節 鉄筋工 1-58	
1-3-6-1 一般事項 1-57	1-3-6-1 一般事項 1-58	
1-3-6-2 貯蔵 1-58	1-3-6-2 貯蔵 1-59	
1-3-6-3 加工 1-58	1-3-6-3 加工 1-59	
1-3-6-4 組立て 1-59	1-3-6-4 組立て 1-60	
1-3-6-5 継手 1-59	1-3-6-5 継手 1-62	
1-3-6-6 ガス圧接 1-61	1-3-6-6 ガス圧接 1-62	
第7節 型枠・支保 1-61	第7節 型枠・支保 1-62	
1-3-7-1 一般事項 1-61	1-3-7-1 一般事項 1-62	
1-3-7-2 構造 1-61	1-3-7-2 構造 1-62	
1-3-7-3 組立て 1-62	1-3-7-3 組立て 1-63	
1-3-7-4 取外し 1-62	1-3-7-4 取外し 1-63	
第8節 暑中コンクリート 1-63	第8節 暑中コンクリート 1-64	
1-3-8-1 一般事項 1-63	1-3-8-1 一般事項 1-64	
1-3-8-2 施工 1-63	1-3-8-2 施工 1-64	
1-3-8-3 養生 1-64	1-3-8-3 養生 1-65	
第9節 寒中コンクリート 1-64	第9節 寒中コンクリート 1-65	

現行	改定	摘要
1-3-9-1 一般事項 1-64	1-3-9-1 一般事項 1-65	
1-3-9-2 施工 1-65	1-3-9-2 施工 1-65	
1-3-9-3 養生 1-65	1-3-9-3 養生 1-66	
第10節 マスコンクリート 1-66	第10節 マスコンクリート 1-67	
1-3-10-1 一般事項 1-66	1-3-10-1 一般事項 1-67	
1-3-10-2 施工 1-66	1-3-10-2 施工 1-67	
第11節 水中コンクリート 1-66	第11節 水中コンクリート 1-67	
1-3-11-1 一般事項 1-66	1-3-11-1 一般事項 1-67	
1-3-11-2 施工 1-66	1-3-11-2 施工 1-67	
第12節 水中不分離性コンクリート 1-68	第12節 水中不分離性コンクリート 1-69	
1-3-12-1 一般事項 1-68	1-3-12-1 一般事項 1-69	
1-3-12-2 材料の貯蔵 1-68	1-3-12-2 材料の貯蔵 1-69	
1-3-12-3 コンクリートの製造 1-68	1-3-12-3 コンクリートの製造 1-69	
1-3-12-4 運搬打設 1-69	1-3-12-4 運搬打設 1-70	
第13節 プレパックドコンクリート 1-70	第13節 プレパックドコンクリート 1-71	
1-3-13-1 一般事項 1-70	1-3-13-1 一般事項 1-71	
1-3-13-2 施工機器 1-70	1-3-13-2 施工機器 1-71	
1-3-13-3 施工 1-70	1-3-13-3 施工 1-72	
第14節 袋詰コンクリート 1-72	第14節 袋詰コンクリート 1-73	
1-3-14-1 一般事項 1-72	1-3-14-1 一般事項 1-73	
1-3-14-2 施工 1-72	1-3-14-2 施工 1-73	
第2編 材 料 編 1-73	第2編 材 料 編 1-73	
第1章 一般事項 1-73	第1章 一般事項 1-73	
第1節 適 用 1-73	第1節 適 用 1-73	
第2節 工事材料の品質 1-73	第2節 工事材料の品質 1-73	
第2章 土木工事材料 1-76	第2章 土木工事材料 1-76	
第1節 土 1-76	第1節 土 1-76	
2-2-1-1 一般事項 1-76	2-2-1-1 一般事項 1-76	
第2節 石 1-76	第2節 石 1-76	
2-2-2-1 石材 1-76	2-2-2-1 石材 1-76	
2-2-2-2 割ぐり石 1-76	2-2-2-2 割ぐり石 1-76	
2-2-2-3 雑割石 1-76	2-2-2-3 雑割石 1-76	
2-2-2-4 雑石（粗石） 1-76	2-2-2-4 雑石（粗石） 1-76	
2-2-2-5 玉 石 1-76	2-2-2-5 玉 石 1-76	
2-2-2-6 ぐり石 1-76	2-2-2-6 ぐり石 1-76	

現行	改定	摘要
8-2-3-12 根囲い保護工 1-558	8-2-3-12 根囲い保護工 1-558	
8-2-3-13 芝生保護工 1-558	8-2-3-13 芝生保護工 1-558	
8-2-3-14 壁面緑化施設工 1-558	8-2-3-14 壁面緑化施設工 1-558	
第4節 移植工..... 1-559	第4節 移植工..... 1-559	
8-2-4-1 一般事項 1-559	8-2-4-1 一般事項 1-559	
8-2-4-2 材 料 1-560	8-2-4-2 材 料 1-560	
8-2-4-3 根回し工 1-561	8-2-4-3 根回し工 1-561	
8-2-4-4 高木移植工 1-561	8-2-4-4 高木移植工 1-561	
8-2-4-5 根株移植工 1-561	8-2-4-5 根株移植工 1-561	
8-2-4-6 中低木移植工 1-562	8-2-4-6 中低木移植工 1-562	
8-2-4-7 地被類移植工 1-562	8-2-4-7 地被類移植工 1-562	
8-2-4-8 樹木養生工 1-562	8-2-4-8 樹木養生工 1-562	
8-2-4-9 樹名板工 1-562	8-2-4-9 樹名板工 1-562	
8-2-4-10 根囲い保護工 1-562	8-2-4-10 根囲い保護工 1-562	
第5節 樹木整姿工..... 1-562	第5節 樹木整姿工..... 1-562	
8-2-5-1 一般事項 1-562	8-2-5-1 一般事項 1-562	
8-2-5-2 材 料 1-562	8-2-5-2 材 料 1-562	
8-2-5-3 高中木整姿工 1-562	8-2-5-3 高中木整姿工 1-562	
8-2-5-4 低木整姿工 1-563	8-2-5-4 低木整姿工 1-563	
8-2-5-5 樹勢回復工 1-564	8-2-5-5 樹勢回復工 1-564	
第6節 公園施設等撤去・移設工..... 1-564	第6節 公園施設等撤去・移設工..... 1-564	
8-2-6-1 公園施設撤去工 1-564	8-2-6-1 公園施設撤去工 1-564	
8-2-6-2 移設工 1-564	8-2-6-2 移設工 1-564	
8-2-6-3 伐採工 1-564	8-2-6-3 伐採工 1-564	
8-2-6-4 発生材再利用工 1-564	8-2-6-4 発生材再利用工 1-564	
(新規)	第3章 緑地育成..... 1-565	
	第1節 適 用..... 1-565	
	第2節 適用すべき諸基準..... 1-565	
	第3節 植生基盤改良工..... 1-565	
	8-3-3-1 一般事項 1-565	
	8-3-3-2 材 料 1-565	
	8-3-3-3 透水層工 1-565	
	8-3-3-4 土層改良工 1-566	
	8-3-3-5 小規模土性改良工 1-566	
	8-3-3-6 残土処理工 1-567	
	第4節 樹木整姿工..... 1-567	
	8-3-4-1 一般事項 1-567	
	8-3-4-2 材 料 1-567	
	8-3-4-3 高中木整姿工 1-567	

現行	改定	摘要
	8-3-4-4 中木刈込工 1-570	
	8-3-4-5 低木刈込工 1-571	
	8-3-4-6 仕立物刈込工 1-571	
	第5節 樹木整姿工..... 1-571	
	8-3-5-1 一般事項 1-571	
	8-3-5-2 材 料 1-572	
	8-3-5-3 病虫害防除工 1-572	
	8-3-5-4 樹勢回復工 1-573	
	8-3-5-5 樹木養生工 1-573	
	8-3-5-6 支柱補修工 1-574	
	8-3-5-7 樹木矯正工 1-574	
	8-3-5-8 樹木伐採・抜根工 1-574	
	第6節 芝生地育成工..... 1-574	
	8-3-6-1 一般事項 1-574	
	8-3-6-2 材 料 1-574	
	8-3-6-3 芝生育成工 1-574	
	第7節 樹木冬期対策工..... 1-576	
	8-3-7-1 一般事項 1-576	
	8-3-7-2 材 料 1-576	
	8-3-7-3 高木雪囲工 1-576	
	8-3-7-4 中低木雪囲工 1-576	
	8-3-7-5 樹木防寒工 1-577	
	第8節 樹木冬期対策工..... 1-577	
	8-3-8-1 一般事項 1-577	
	8-3-7-2 発生材処理工 1-577	
第3章 施設整備 1-565	第3章 施設整備 1-578	
第1節 適 用..... 1-565	第1節 適 用..... 1-578	
第2節 適用すべき諸基準..... 1-565	第2節 適用すべき諸基準..... 1-578	
第3節 給水設備工..... 1-566	第3節 給水設備工..... 1-579	
8-3-3-1 一般事項 1-566	8-3-3-1 一般事項 1-579	
8-3-3-2 材 料 1-566	8-3-3-2 材 料 1-579	
8-3-3-3 水栓類取付工 1-568	8-3-3-3 水栓類取付工 1-581	
8-3-3-4 貯水施設工 1-569	8-3-3-4 貯水施設工 1-582	
8-3-3-5 循環設備工 1-569	8-3-3-5 循環設備工 1-582	
8-3-3-6 散水施設工 1-571	8-3-3-6 散水施設工 1-584	
8-3-3-7 消火栓工 1-571	8-3-3-7 消火栓工 1-584	
8-3-3-8 給水設備修繕工 1-571	8-3-3-8 給水設備修繕工 1-584	
8-3-3-9 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-571	8-3-3-9 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-584	
8-3-3-10 給水管路工 1-572	8-3-3-10 給水管路工 1-585	

現行	改定	摘要
第4節 雨水排水設備工 1-573	第4節 雨水排水設備工 1-586	
8-3-4-1 一般事項 1-573	8-3-4-1 一般事項 1-586	
8-3-4-2 材 料 1-573	8-3-4-2 材 料 1-586	
8-3-4-3 調整池工 1-574	8-3-4-3 調整池工 1-587	
8-3-4-4 貯留施設工 1-574	8-3-4-4 貯留施設工 1-587	
8-3-4-5 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-574	8-3-4-5 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-587	
8-3-4-6 側溝工 1-574	8-3-4-6 側溝工 1-587	
8-3-4-7 管渠工 1-575	8-3-4-7 管渠工 1-588	
8-3-4-8 集水樹・マンホール工..... 1-577	8-3-4-8 集水樹・マンホール工 1-590	
8-3-4-9 地下排水工 1-577	8-3-4-9 地下排水工 1-590	
8-3-4-10 公園水路工 1-577	8-3-4-10 公園水路工 1-590	
第5節 汚水排水設備工 1-577	第5節 汚水排水設備工 1-590	
8-3-5-1 一般事項 1-577	8-3-5-1 一般事項 1-590	
8-3-5-2 材 料 1-577	8-3-5-2 材 料 1-590	
8-3-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-578	8-3-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-591	
8-3-5-4 管渠工 1-578	8-3-5-4 管渠工 1-591	
8-3-5-5 汚水樹・マンホール工..... 1-578	8-3-5-5 汚水樹・マンホール工 1-591	
8-3-5-6 浄化槽工 1-578	8-3-5-6 浄化槽工 1-591	
第6節 電気設備工 1-579	第6節 電気設備工 1-592	
8-3-6-1 一般事項 1-579	8-3-6-1 一般事項 1-592	
8-3-6-2 材 料 1-580	8-3-6-2 材 料 1-593	
8-3-6-3 照明設備工 1-580	8-3-6-3 照明設備工 1-593	
8-3-6-4 放送設備工 1-581	8-3-6-4 放送設備工 1-594	
8-3-6-5 監視カメラ設置工 1-581	8-3-6-5 監視カメラ設置工 1-594	
8-3-6-6 電気設備修繕工 1-581	8-3-6-6 電気設備修繕工 1-594	
8-3-6-7 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-581	8-3-6-7 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-594	
8-3-6-8 電線管路工 1-581	8-3-6-8 電線管路工 1-594	
第7節 園路広場整備工 1-581	第7節 園路広場整備工 1-594	
8-3-7-1 一般事項 1-581	8-3-7-1 一般事項 1-594	
8-3-7-2 材 料 1-582	8-3-7-2 材 料 1-595	
8-3-7-3 舗装撤去工 1-582	8-3-7-3 舗装撤去工 1-595	
8-3-7-4 舗装準備工 1-583	8-3-7-4 舗装準備工 1-596	
8-3-7-5 アスファルト舗装工 1-583	8-3-7-5 アスファルト舗装工 1-596	
8-3-7-6 排水性舗装工 1-583	8-3-7-6 排水性舗装工 1-596	
8-3-7-7 透水性舗装工 1-583	8-3-7-7 透水性舗装工 1-596	
8-3-7-8 アスファルト系舗装工..... 1-583	8-3-7-8 アスファルト系舗装工 1-596	
8-3-7-9 コンクリート系舗装工..... 1-583	8-3-7-9 コンクリート系舗装工 1-596	
8-3-7-10 土系舗装工 1-584	8-3-7-10 土系舗装工 1-597	
8-3-7-11 レンガ・タイル系舗装工..... 1-585	8-3-7-11 レンガ・タイル系舗装工 1-598	
8-3-7-12 木系舗装工 1-585	8-3-7-12 木系舗装工 1-598	

現行	改定	摘要
8-3-7-13 樹脂系舗装工 1-585	8-3-7-13 樹脂系舗装工 1-598	
8-3-7-14 石材系舗装工 1-585	8-3-7-14 石材系舗装工 1-598	
8-3-7-15 舗装仮復旧工 1-586	8-3-7-15 舗装仮復旧工 1-599	
8-3-7-16 園路縁石工 1-586	8-3-7-16 園路縁石工 1-599	
8-3-7-17 区画線工 1-587	8-3-7-17 区画線工 1-600	
8-3-7-18 階段工 1-587	8-3-7-18 階段工 1-600	
8-3-7-19 公園橋工 1-587	8-3-7-19 公園橋工 1-600	
8-3-7-20 デッキ工 1-587	8-3-7-20 デッキ工 1-600	
8-3-7-21 視覚障害者誘導用ブロック工..... 1-587	8-3-7-21 視覚障害者誘導用ブロック工..... 1-600	
8-3-7-22 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-588	8-3-7-22 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-601	
8-3-7-23 植樹ブロック工 1-588	8-3-7-23 植樹ブロック工 1-601	
第8節 修景施設整備工 1-588	第8節 修景施設整備工 1-601	
8-3-8-1 一般事項 1-588	8-3-8-1 一般事項 1-601	
8-3-8-2 材 料 1-588	8-3-8-2 材 料 1-601	
8-3-8-3 石組工 1-588	8-3-8-3 石組工 1-601	
8-3-8-4 添景物工 1-589	8-3-8-4 添景物工 1-602	
8-3-8-5 袖垣・垣根工 1-589	8-3-8-5 袖垣・垣根工 1-602	
8-3-8-6 花壇工 1-589	8-3-8-6 花壇工 1-602	
8-3-8-7 トレリス工 1-589	8-3-8-7 トレリス工 1-602	
8-3-8-8 モニュメント工 1-589	8-3-8-8 モニュメント工 1-602	
8-3-8-9 小規模水景施設工 1-589	8-3-8-9 小規模水景施設工 1-602	
8-3-8-10 修景施設修繕工 1-589	8-3-8-10 修景施設修繕工 1-602	
8-3-8-11 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-589	8-3-8-11 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-602	
8-3-8-12 水景施設工 1-589	8-3-8-12 水景施設工 1-602	
第9節 遊戯施設整備工 1-590	第9節 遊戯施設整備工 1-603	
8-3-9-1 一般事項 1-590	8-3-9-1 一般事項 1-603	
8-3-9-2 材 料 1-590	8-3-9-2 材 料 1-603	
8-3-9-3 遊具組立設置工 1-591	8-3-9-3 遊具組立設置工 1-604	
8-3-9-4 小規模現場打遊具工 1-592	8-3-9-4 小規模現場打遊具工 1-605	
8-3-9-5 遊具施設修繕工 1-592	8-3-9-5 遊具施設修繕工 1-605	
8-3-9-6 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-592	8-3-9-6 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-605	
8-3-9-7 現場打遊具工 1-592	8-3-9-7 現場打遊具工 1-605	
第10節 サービス施設整備工 1-592	第10節 サービス施設整備工 1-605	
8-3-10-1 一般事項 1-592	8-3-10-1 一般事項 1-605	
8-3-10-2 材 料 1-593	8-3-10-2 材 料 1-606	
8-3-10-3 時計台工 1-593	8-3-10-3 時計台工 1-606	
8-3-10-4 水飲み場工 1-593	8-3-10-4 水飲み場工 1-606	
8-3-10-5 洗い場工 1-593	8-3-10-5 洗い場工 1-606	
8-3-10-6 ベンチ・テーブル工..... 1-593	8-3-10-6 ベンチ・テーブル工 1-606	
8-3-10-7 野外炉工 1-593	8-3-10-7 野外炉工 1-606	

現行	改定	摘要
8-3-10-8 炊事場工..... 1-593	8-3-10-8 炊事場工..... 1-606	
8-3-10-9 サイン施設工..... 1-593	8-3-10-9 サイン施設工..... 1-606	
8-3-10-10 サービス施設修繕工..... 1-594	8-3-10-10 サービス施設修繕工..... 1-607	
第11節 管理施設整備工..... 1-594	第11節 管理施設整備工..... 1-607	
8-3-11-1 一般事項..... 1-594	8-3-11-1 一般事項..... 1-607	
8-3-11-2 材 料..... 1-594	8-3-11-2 材 料..... 1-607	
8-3-11-3 リサイクル施設工..... 1-594	8-3-11-3 リサイクル施設工..... 1-607	
8-3-11-4 ごみ焼却施設工..... 1-594	8-3-11-4 ごみ焼却施設工..... 1-607	
8-3-11-5 ごみ施設工..... 1-594	8-3-11-5 ごみ施設工..... 1-607	
8-3-11-6 井戸工..... 1-594	8-3-11-6 井戸工..... 1-607	
8-3-11-7 門扉工..... 1-595	8-3-11-7 門扉工..... 1-608	
8-3-11-8 柵 工..... 1-595	8-3-11-8 柵 工..... 1-608	
8-3-11-9 車止め工..... 1-595	8-3-11-9 車止め工..... 1-608	
8-3-11-10 園名板工..... 1-596	8-3-11-10 園名板工..... 1-609	
8-3-11-11 掲揚ポール工..... 1-596	8-3-11-11 掲揚ポール工..... 1-609	
8-3-11-12 反射鏡工..... 1-596	8-3-11-12 反射鏡工..... 1-609	
8-3-11-13 境界工..... 1-596	8-3-11-13 境界工..... 1-609	
8-3-11-14 管理施設修繕工..... 1-596	8-3-11-14 管理施設修繕工..... 1-609	
第12節 建築施設組立設置工..... 1-596	第12節 建築施設組立設置工..... 1-609	
8-3-12-1 一般事項..... 1-596	8-3-12-1 一般事項..... 1-609	
8-3-12-2 材 料..... 1-596	8-3-12-2 材 料..... 1-609	
8-3-12-3 四阿工..... 1-597	8-3-12-3 四阿工..... 1-610	
8-3-12-4 パーゴラ工..... 1-598	8-3-12-4 パーゴラ工..... 1-611	
8-3-12-5 シェルター工..... 1-598	8-3-12-5 シェルター工..... 1-611	
8-3-12-6 キャビン（ロッジ）工..... 1-598	8-3-12-6 キャビン（ロッジ）工..... 1-611	
8-3-12-7 温室工..... 1-598	8-3-12-7 温室工..... 1-611	
8-3-12-8 観察施設工..... 1-598	8-3-12-8 観察施設工..... 1-611	
8-3-12-9 売店工..... 1-599	8-3-12-9 売店工..... 1-612	
8-3-12-10 荷物預り所工..... 1-599	8-3-12-10 荷物預り所工..... 1-612	
8-3-12-11 更衣室工..... 1-599	8-3-12-11 更衣室工..... 1-612	
8-3-12-12 便所工..... 1-599	8-3-12-12 便所工..... 1-612	
8-3-12-13 倉庫工..... 1-599	8-3-12-13 倉庫工..... 1-612	
8-3-12-14 自動車置場工..... 1-599	8-3-12-14 自動車置場工..... 1-612	
8-3-12-15 建築施設修繕工..... 1-599	8-3-12-15 建築施設修繕工..... 1-612	
第13節 施設仕上げ工..... 1-599	第13節 施設仕上げ工..... 1-612	
8-3-13-1 一般事項..... 1-599	8-3-13-1 一般事項..... 1-612	
8-3-13-2 材 料..... 1-599	8-3-13-2 材 料..... 1-612	
8-3-13-3 塗装仕上げ工..... 1-600	8-3-13-3 塗装仕上げ工..... 1-613	
8-3-13-4 加工仕上げ工..... 1-603	8-3-13-4 加工仕上げ工..... 1-616	
8-3-13-5 左官仕上げ工..... 1-603	8-3-13-5 左官仕上げ工..... 1-616	

現行	改定	摘要
8-3-13-6 タイル仕上げ工 1-604	8-3-13-6 タイル仕上げ工 1-617	
8-3-13-7 石仕上げ工 1-604	8-3-13-7 石仕上げ工 1-617	
第14節 公園施設等撤去・移設工 1-604	第14節 公園施設等撤去・移設工 1-617	
8-3-14-1 公園施設撤去工 1-604	8-3-14-1 公園施設撤去工 1-617	
8-3-14-2 移設工 1-604	8-3-14-2 移設工 1-617	
8-3-14-3 伐採工 1-604	8-3-14-3 伐採工 1-617	
8-3-14-4 発生材再利用工 1-604	8-3-14-4 発生材再利用工 1-617	
第4章 グラウンド・コート整備 1-605	第4章 グラウンド・コート整備 1-618	
第1節 適用 1-605	第1節 適用 1-618	
第2節 適用すべき諸基準 1-605	第2節 適用すべき諸基準 1-618	
第3節 グラウンド・コート舗装工 1-606	第3節 グラウンド・コート舗装工 1-619	
8-4-3-1 一般事項 1-606	8-4-3-1 一般事項 1-619	
8-4-3-2 材 料 1-606	8-4-3-2 材 料 1-619	
8-4-3-3 舗装準備工 1-611	8-4-3-3 舗装準備工 1-624	
8-4-3-4 グラウンド・コート用舗装工 1-611	8-4-3-4 グラウンド・コート用舗装工 1-624	
8-4-3-5 グラウンド・コート縁石工 1-616	8-4-3-5 グラウンド・コート縁石工 1-629	
第4節 スタンド整備工 1-616	第4節 スタンド整備工 1-629	
8-4-4-1 一般事項 1-616	8-4-4-1 一般事項 1-629	
8-4-4-2 材 料 1-617	8-4-4-2 材 料 1-630	
8-4-4-3 スタンド擁壁工 1-618	8-4-4-3 スタンド擁壁工 1-631	
8-4-4-4 ベンチ工 1-618	8-4-4-4 ベンチ工 1-631	
8-4-4-5 スタンド施設修繕工 1-619	8-4-4-5 スタンド施設修繕工 1-632	
第5節 グラウンド・コート施設整備工 1-619	第5節 グラウンド・コート施設整備工 1-632	
8-4-5-1 一般事項 1-619	8-4-5-1 一般事項 1-632	
8-4-5-2 材 料 1-619	8-4-5-2 材 料 1-632	
8-4-5-3 ダックアウト工 1-621	8-4-5-3 ダックアウト工 1-634	
8-4-5-4 スコアボード工 1-622	8-4-5-4 スコアボード工 1-635	
8-4-5-5 バックネット工 1-622	8-4-5-5 バックネット工 1-635	
8-4-5-6 競技施設工 1-622	8-4-5-6 競技施設工 1-635	
8-4-5-7 スポーツポイント工 1-622	8-4-5-7 スポーツポイント工 1-635	
8-4-5-8 審判台工 1-622	8-4-5-8 審判台工 1-635	
8-4-5-9 掲揚ポール工 1-622	8-4-5-9 掲揚ポール工 1-635	
8-4-5-10 衝撃吸収材工 1-622	8-4-5-10 衝撃吸収材工 1-635	
8-4-5-11 グラウンド・コート柵工 1-622	8-4-5-11 グラウンド・コート柵工 1-635	
8-4-5-12 グラウンド・コート施設修繕工 1-623	8-4-5-12 グラウンド・コート施設修繕工 1-636	
第6節 公園施設等撤去・移設工 1-623	第6節 公園施設等撤去・移設工 1-636	
8-4-6-1 公園施設撤去工 1-623	8-4-6-1 公園施設撤去工 1-636	
8-4-6-2 移設工 1-623	8-4-6-2 移設工 1-636	
8-4-6-3 伐採工 1-623	8-4-6-3 伐採工 1-636	

現行	改定	摘要
8-4-6-4 発生材再利用工 1-623	8-4-6-4 発生材再利用工 1-636	
第5章 自然育成 1-624	第5章 自然育成 1-637	
第1節 適用 1-624	第1節 適用 1-637	
第2節 適用すべき諸基準類 1-624	第2節 適用すべき諸基準類 1-637	
第3節 自然育成施設工 1-624	第3節 自然育成施設工 1-637	
8-5-3-1 一般事項 1-624	8-5-3-1 一般事項 1-637	
8-5-3-2 材 料 1-624	8-5-3-2 材 料 1-637	
8-5-3-3 自然育成盛土工 1-624	8-5-3-3 自然育成盛土工 1-637	
8-5-3-4 自然水路工 1-624	8-5-3-4 自然水路工 1-637	
8-5-3-5 水田工 1-625	8-5-3-5 水田工 1-638	
8-5-3-6 ガレ山工 1-625	8-5-3-6 ガレ山工 1-638	
8-5-3-7 粗朶山工 1-625	8-5-3-7 粗朶山工 1-638	
8-5-3-8 カントリーヘッジ工 1-625	8-5-3-8 カントリーヘッジ工 1-638	
8-5-3-9 石積土堰堤工 1-625	8-5-3-9 石積土堰堤工 1-638	
8-5-3-10 しがらみ柵工 1-625	8-5-3-10 しがらみ柵工 1-638	
8-5-3-11 自然育成型護岸工 1-625	8-5-3-11 自然育成型護岸工 1-638	
8-5-3-12 保護柵工 1-626	8-5-3-12 保護柵工 1-639	
8-5-3-13 解説板工 1-626	8-5-3-13 解説板工 1-639	
8-5-3-14 自然育成施設修繕工 1-626	8-5-3-14 自然育成施設修繕工 1-639	
8-5-3-15 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-626	8-5-3-15 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-639	
8-5-3-16 自然育成型護岸基礎工 1-626	8-5-3-16 自然育成型護岸基礎工 1-639	
8-5-3-17 沈床工 1-626	8-5-3-17 沈床工 1-639	
8-5-3-18 捨石工 1-626	8-5-3-18 捨石工 1-639	
8-5-3-19 かご工 1-626	8-5-3-19 かご工 1-639	
8-5-3-20 元付工 1-626	8-5-3-20 元付工 1-639	
第4節 自然育成植栽工 1-627	第4節 自然育成植栽工 1-640	
8-5-4-1 一般事項 1-627	8-5-4-1 一般事項 1-640	
8-5-4-2 材 料 1-627	8-5-4-2 材 料 1-640	
8-5-4-3 湿地移設工 1-627	8-5-4-3 湿地移設工 1-640	
8-5-4-4 水生植物植栽工 1-627	8-5-4-4 水生植物植栽工 1-640	
8-5-4-5 林地育成工 1-627	8-5-4-5 林地育成工 1-640	
第5節 公園施設等撤去・移設工 1-628	第5節 公園施設等撤去・移設工 1-641	
8-5-5-1 公園施設撤去工 1-628	8-5-5-1 公園施設撤去工 1-641	
8-5-5-2 移設工 1-628	8-5-5-2 移設工 1-641	
8-5-5-3 伐採工 1-628	8-5-5-3 伐採工 1-641	
8-5-5-4 発生材再利用工 1-628	8-5-5-4 発生材再利用工 1-641	

現行	改定	摘要
第9編 下水道編 1-629	第9編 下水道編 1-642	
第1章 下水道工 1-629	第1章 下水道工 1-642	
第1節 適用 1-629	第1節 適用 1-642	
第2節 土工 1-629	第2節 土工 1-642	
9-1-2-1 掘削..... 1-629	9-1-2-1 掘削..... 1-642	
9-1-2-2 埋戻し・盛土..... 1-629	9-1-2-2 埋戻し・盛土..... 1-642	
第3節 管渠布設工並びに築造工 1-630	第3節 管渠布設工並びに築造工 1-643	
9-1-3-1 一般..... 1-630	9-1-3-1 一般..... 1-643	
9-1-3-2 遺り方..... 1-630	9-1-3-2 遺り方..... 1-643	
9-1-3-3 基礎..... 1-630	9-1-3-3 基礎..... 1-643	
9-1-3-4 管布設工..... 1-630	9-1-3-4 管布設工..... 1-643	
9-1-3-5 既設下水道およびマンホールへの接続..... 1-632	9-1-3-5 既設下水道およびマンホールへの接続..... 1-645	
9-1-3-6 仮蓋の設置..... 1-632	9-1-3-6 仮蓋の設置..... 1-645	
9-1-3-7 管材の廃材処理..... 1-632	9-1-3-7 管材の廃材処理..... 1-645	
9-1-3-8 明示シートの布設..... 1-632	9-1-3-8 明示シートの布設..... 1-645	
9-1-3-9 マンホール鉄蓋..... 1-632	9-1-3-9 マンホール鉄蓋..... 1-645	
第4節 土留工 1-633	第4節 土留工 1-646	
9-1-4-1 土留工に関する事前調査..... 1-633	9-1-4-1 土留工に関する事前調査..... 1-646	
9-1-4-2 土留工に関する施工管理..... 1-633	9-1-4-2 土留工に関する施工管理..... 1-646	
9-1-4-3 土留支保工..... 1-633	9-1-4-3 土留支保工..... 1-646	
9-1-4-4 支保工の撤去..... 1-633	9-1-4-4 支保工の撤去..... 1-646	
9-1-4-5 鋼矢板..... 1-633	9-1-4-5 鋼矢板..... 1-646	
9-1-4-6 木矢板..... 1-634	9-1-4-6 木矢板..... 1-647	
9-1-4-7 横矢板工..... 1-634	9-1-4-7 横矢板工..... 1-647	
9-1-4-8 たて込み簡易土留工法..... 1-634	9-1-4-8 たて込み簡易土留工法..... 1-647	
9-1-4-9 路面覆工..... 1-635	9-1-4-9 路面覆工..... 1-648	
第5節 シールド工 1-635	第5節 シールド工 1-648	
9-1-5-1 一般事項..... 1-635	9-1-5-1 一般事項..... 1-648	
9-1-5-2 掘進..... 1-636	9-1-5-2 掘進..... 1-649	
9-1-5-3 圧気設備..... 1-636	9-1-5-3 圧気設備..... 1-649	
9-1-5-4 送排泥設備等..... 1-636	9-1-5-4 送排泥設備等..... 1-649	
9-1-5-5 泥水処理施設..... 1-637	9-1-5-5 泥水処理施設..... 1-650	
9-1-5-6 一次覆工..... 1-637	9-1-5-6 一次覆工..... 1-650	
9-1-5-7 裏込注入..... 1-637	9-1-5-7 裏込注入..... 1-650	
9-1-5-8 二次覆工（一般事項）..... 1-637	9-1-5-8 二次覆工（一般事項）..... 1-650	
9-1-5-9 二次覆工（流動化コンクリート）..... 1-638	9-1-5-9 二次覆工（流動化コンクリート）..... 1-651	
第6節 推進工 1-638	第6節 推進工 1-651	
9-1-6-1 一般事項..... 1-638	9-1-6-1 一般事項..... 1-651	
9-1-6-2 立坑設備..... 1-639	9-1-6-2 立坑設備..... 1-652	

現行	改定	摘要
9-1-6-3 管の据付 1-652	9-1-6-3 管の据付 1-652	
9-1-6-4 掘進及び推進 1-652	9-1-6-4 掘進及び推進 1-652	
9-1-6-5 泥水推進 1-652	9-1-6-5 泥水推進 1-652	
9-1-6-6 小口径推進 1-653	9-1-6-6 小口径推進 1-653	
9-1-6-7 裏込注入 1-653	9-1-6-7 裏込注入 1-653	
第7節 管きよ更生工 1-653	第7節 管きよ更生工 1-653	
9-1-7-1 一般事項 1-653	9-1-7-1 一般事項 1-653	
9-1-7-2 材料 1-653	9-1-7-2 材料 1-653	
9-1-7-3 管きよ内面被覆工 1-654	9-1-7-3 管きよ内面被覆工 1-654	
9-1-7-4 換気工 1-655	9-1-7-4 換気工 1-655	
9-1-7-5 管きよ更生水替工 1-655	9-1-7-5 管きよ更生水替工 1-655	

現行	改定	摘要
<p style="text-align: center;">第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1-12 調査・試験に対する協力</p> <p>6. NETIS</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を活用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。</p> <p>1-1-1-23 施工管理</p> <p>3. 標示板の設置</p> <div data-bbox="599 873 946 1318" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図1-1-2 標示版の例</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1-12 調査・試験に対する協力</p> <p>6. NETIS</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を活用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、NETIS登録技術を活用した施工を希望する場合、新技術活用計画書及び新技術活用効果調査表を発注者に提出し、承諾を得たうえで施工するものとする。</p> <p>1-1-1-23 施工管理</p> <p>3. 標示板の設置</p> <div data-bbox="1804 873 2187 1360" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図1-1-2 標示版の例</p> <p>9. 工事情報共有化</p> <p>受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るよう努めなければならない。</p> <p>また、工事情報共有システム（ASP）を活用する場合は、最新版の「山梨県県土整備部情報共有システム試行要領」に基づくこととする。</p> <p>なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「山梨県県土整備部情報共有システム機能仕様書」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。</p> <p>10. 不具合等発生時の措置</p> <p>受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。</p>	

現行	改定	摘要
<p>1-1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>1-1-1-30 環境対策</p> <p>5. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改訂経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事に用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事に用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>8. 特定調達品目</p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）」の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>1-1-1-32 交通安全管理</p> <p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事交通保安施設設置基準（山梨県県土整備部、平成28年4月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>1-1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>1-1-1-30 環境対策</p> <p>5. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改訂経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事に用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事に用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>8. 特定調達品目</p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）」の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>1-1-1-32 交通安全管理</p> <p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事交通保安施設設置基準（山梨県県土整備部、平成28年4月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	

現行	改定	摘要																																			
<p>12. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-1-39 特許権等</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正 法律第72号 第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p> <p>1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償 (新規)</p> <h2 style="text-align: center;">第2章 土 工</h2> <h3>第4節 道路土工</h3> <p>1-2-4-1 一般事項</p> <p>15. 伐開除根作業範囲</p> <p style="text-align: center;">表 1-2-3 伐開除根作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒木</th> <th>古 根 株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高 1m を越える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td>除去</td> <td>根元で切り取る</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高 1m 以下の場合</td> <td>根からすき取る</td> <td>〃</td> <td>抜根除去</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <h2 style="text-align: center;">第3章 無筋・鉄筋コンクリート</h2> <h3>第4節 現場練りコンクリート</h3> <p>1-3-4-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>3. 練混ぜ</p> <p>(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない</p>	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木	盛土高 1m を越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左	盛土高 1m 以下の場合	根からすき取る	〃	抜根除去	〃	<p>12. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-1-39 特許権等</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号 第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p> <p>1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償</p> <p>4. 法定外の労災保険の付保 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <h2 style="text-align: center;">第2章 土 工</h2> <h3>第4節 道路土工</h3> <p>1-2-4-1 一般事項</p> <p>15. 伐開除根作業範囲</p> <p style="text-align: center;">表 1-2-3 伐開除根作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒木</th> <th>古 根 株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高 1m を越える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td rowspan="2">除去</td> <td rowspan="2">抜根除去</td> <td rowspan="2">同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高 1m 以下の場合</td> <td>根からすき取る</td> </tr> </tbody> </table> <h2 style="text-align: center;">第3章 無筋・鉄筋コンクリート</h2> <h3>第4節 現場練りコンクリート</h3> <p>1-3-4-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>3. 練混ぜ</p> <p>(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p>	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木	盛土高 1m を越える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左	盛土高 1m 以下の場合	根からすき取る	
区 分		種 別																																			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木																																	
盛土高 1m を越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左																																	
盛土高 1m 以下の場合	根からすき取る	〃	抜根除去	〃																																	
区 分	種 別																																				
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木																																	
盛土高 1m を越える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左																																	
盛土高 1m 以下の場合	根からすき取る																																				

現行	改定	摘要
<p>第5節 運搬・打設 1-3-5-5 締固め (新規)</p> <p style="text-align: center;">第2編 材 料 編 第2章 土木工事材料</p> <p>第8節 瀝青材料 2-2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正 政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³とすることが望ましい。</p> <p>第12節 道路標識及び区画線 2-2-12-1 道路標識 (1) 標示板 JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板）</p> <p>第13節 その他 2-2-13-2 合成樹脂製品 JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）</p>	<p>第5節 運搬・打設 1-3-5-5 締固め 4. 狭隘・過密鉄筋箇所における締固め 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2編 材 料 編 第2章 土木工事材料</p> <p>第8節 瀝青材料 2-2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正 政令第34号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。</p> <p>第12節 道路標識及び区画線 2-2-12-1 道路標識 (1) 標示板 JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯）</p> <p>第13節 その他 2-2-13-2 合成樹脂製品 JIS C 8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）</p>	

現行

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

3-1-1-5 監督員による確認及び立会等

表3-1-1 段階確認一覧表

種 別	細 別	確認時期
共通 (全工種)	丁張	設置完了時
	掘削・床掘	土(岩)質の変化した時 掘削・床掘完了時
	材料	施工前
	配筋	鉄筋組立完了時
	埋戻し	埋戻し前 ^{注3}
指定仮設工		設置完了時
矢板工(任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時
	鋼管矢板	打込完了時
安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時
	袋詰式サンドドレーン	施工完了時
	ペーパードレーン等	
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌	施工時
	高圧噴射攪拌	
	セメントミルク攪拌	施工完了時
	生石灰パイル等	
	薬液注入	施工時
ロックボルト	削孔	削孔機械設置時 削孔完了時
	確認試験	定着後
グラウンドアンカー	削孔	削孔機械設置時 削孔完了時
	多サイクル確認試験	定着後

改定

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

3-1-1-5 監督員による確認及び立会等

表3-1-1 段階確認一覧表

種 別	細 別	確認時期
共通 (主な工種)	(削除)	(削除)
	掘削・床掘	土(岩)質の変化した時 掘削・床掘完了時
	材料	施工前
	配筋	鉄筋組立完了時
	埋戻し	埋戻し前 ^{注3}
指定仮設工		設置完了時
矢板工(任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時
	鋼管矢板	打込完了時
安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時
	袋詰式サンドドレーン	施工完了時
	ペーパードレーン等	
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌	施工時
	高圧噴射攪拌	
	セメントミルク攪拌	施工完了時
	生石灰パイル等	
	薬液注入	施工時
ロックボルト	削孔	削孔機械設置時 削孔完了時
	確認試験	定着後
グラウンドアンカー	削孔	削孔機械設置時 削孔完了時
	多サイクル確認試験	定着後

摘要

現行	改定	摘要
<p style="text-align: center;">第2章 一般施工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)</p> <p>第3節 共通的工種</p> <p>3-2-3-2 材料</p> <p>4. 路側防護柵工の材料</p> <p>(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合 (支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む) において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</p> <p>① 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ② 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</p> <p>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料</p> <p>(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZ35) の350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p> <p>6. 視線誘導標の形状及び性能</p> <p>(2) 支柱</p> <p>⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の350g/m² (片面の付着量) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。</p> <p>3-2-3-6 小型標識工</p> <p>15. 溶融亜鉛めっきの基準</p> <p>受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450g/m²以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 一般施工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 (令和3年3月)</p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年4月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月)</p> <p>第3節 共通的工種</p> <p>3-2-3-2 材料</p> <p>4. 路側防護柵工の材料</p> <p>(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</p> <p>① 凍結防止剤を散布する区間 ② 交通量が非常に多い区間 ③ 温泉地帯など ④ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所</p> <p>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料</p> <p>(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT77) の77μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく (HDT49) 49μm (膜厚) 以上としなければならない。</p> <p>6. 視線誘導標の形状及び性能</p> <p>(2) 支柱</p> <p>⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT49) の49μm (膜厚) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。</p> <p>3-2-3-6 小型標識工</p> <p>15. 溶融亜鉛めっきの基準</p> <p>受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZT77) の77μm (膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZT63) 63μm以上厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZT49) 49μm (膜厚) 以上としなければならない。</p>	

現行	改定	摘要
<p>3-2-3-7 防止柵工</p> <p>3. 亜鉛めっき地肌の基準 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の 350g/m²（片面付着量）以上となるよう施工しなければならない。</p> <p>3-2-3-15 PCホロースラブ製作工</p> <p>1. 円筒型枠の施工 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。</p> <p>3-2-3-24 伸縮装置工</p> <p>3. 橋歴板記載事項 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>3-2-4-4 既製杭工</p> <p>13. 既製コンクリート杭の施工 既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 (1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規格による。 (2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。 (3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。</p> <p>14. 杭支持層の確認・記録 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）7施工7.4くいの施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。</p> <p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-2-6-6 橋面防水工</p> <p>4. 橋面防水工の施工 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3-2-3-7 防止柵工</p> <p>3. 亜鉛めっき地肌の基準 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZT49）49μm（膜厚）以上となるよう施工しなければならない。</p> <p>3-2-3-15 PCホロースラブ製作工</p> <p>1. 円筒型枠の施工 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。</p> <p>3-2-3-25 銘板工</p> <p>3. 橋歴板記載事項 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完了年月を記入しなければならない。</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>3-2-4-4 既製杭工</p> <p>13. 既製コンクリート杭の施工 既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 (1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規格による。 (2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。 (3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。</p> <p>14. 杭支持層の確認・記録 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）7施工7.4くいの施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。</p> <p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-2-6-6 橋面防水工</p> <p>4. 橋面防水工の施工 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	

現行	改定	摘要
<p>第7節 地盤改良工</p> <p>3-2-7-5 パイルネット工</p> <p>4. 既製コンクリート杭の規定</p> <p>(8) 杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。</p> <p>② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。</p> <p>③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。</p> <p>第10節 仮設工</p> <p>3-2-10-16 トンネル仮設備工</p> <p>9. 集じん装置の設置</p> <p>受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。</p> <p>10. 換気等の効果確認</p> <p>受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2mg/m³以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m³を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p> <p>第12節 工場製作工（共通）</p> <p>3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）の550g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZ35）の350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p>	<p>第7節 地盤改良工</p> <p>3-2-7-5 パイルネット工</p> <p>4. 既製コンクリート杭の規定</p> <p>(8) 杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。</p> <p>② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。</p> <p>③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。</p> <p>第10節 仮設工</p> <p>3-2-10-16 トンネル仮設備工</p> <p>9. 集じん装置の設置</p> <p>受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル（吸入性）粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。</p> <p>10. 換気等の効果確認</p> <p>受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2mg/m³以下とし、掘削断面が小さいため、2mg/m³を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p> <p>第12節 工場製作工（共通）</p> <p>3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZT77）の77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZT49）の49μm（膜厚）以上としなければならない。</p>	

現行	改定	摘要
<p style="text-align: center;">第4編 河川編</p> <p style="text-align: center;">第3章 樋門・樋管</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 河川砂防技術基準 (令和元年7月)</p> <p>国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和2年3月)</p> <p>国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (令和元年10月)</p> <p style="text-align: center;">第4章 水門</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (令和元年10月)</p> <p>国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説 (平成22年4月)</p> <p style="text-align: center;">第5章 堰</p> <p>第1節 適用</p> <p>5. 適用規定(3)</p> <p>受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和2年3月)の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第8章 河川維持</p> <p>第7節 路面補修工</p> <p>4-8-7-2 材料</p> <p>3. クラック防止シート</p> <p>受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第7編 道路編</p> <p style="text-align: center;">第2章 舗装</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p style="text-align: center;">第4編 河川編</p> <p style="text-align: center;">第3章 樋門・樋管</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 河川砂防技術基準 (令和3年4月)</p> <p>国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和3年3月)</p> <p>国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (令和3年3月)</p> <p style="text-align: center;">第4章 水門</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (令和3年3月)</p> <p>国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説 (令和3年2月)</p> <p style="text-align: center;">第5章 堰</p> <p>第1節 適用</p> <p>5. 適用規定(3)</p> <p>受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和3年3月)の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第8章 河川維持</p> <p>第7節 路面補修工</p> <p>4-8-7-2 材料</p> <p>3. クラック防止シート</p> <p>受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に使用材料に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第7編 道路編</p> <p style="text-align: center;">第2章 舗装</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 (令和3年3月)</p> <p>日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック (令和3年3月)</p> <p>日本道路協会 舗装種別選定の手引き (令和3年12月)</p>	

現行	改定	摘要																																												
<p>第8節 防護柵工 7-2-8-1 一般事項</p> <p>3. 適用規定 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工」（日本道路協会、平成28年12月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 鋼橋上部</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧</td> <td>(昭和55年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説</td> <td>(平成28年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集</td> <td>(平成3年7月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新規)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第5章 コンクリート橋上部</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説</td> <td>(平成28年12月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新規)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第6章 トンネル（NATM）</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <table border="0"> <tr> <td>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）</td> <td>(平成24年3月)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第7章 コンクリートシェッド</p> <p>第3節 プレキャストシェッド下部工 7-7-3-6 受台工</p> <p>3. 防錆処置 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	(昭和55年8月)	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	(平成28年12月)	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集	(平成3年7月)		(新規)		(新規)		(新規)	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	(平成28年12月)		(新規)		(新規)		(新規)	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）	(平成24年3月)	<p>第8節 防護柵工 7-2-8-1 一般事項</p> <p>3. 適用規定 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 4-1. 施工」（日本道路協会、令和3年3月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 鋼橋上部</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧</td> <td>(令和2年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧</td> <td>(令和3年3月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧</td> <td>(昭和45年4月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説</td> <td>(昭和59年4月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧</td> <td>(令和3年10月)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第5章 コンクリート橋上部</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧</td> <td>(令和3年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧</td> <td>(昭和45年4月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説</td> <td>(昭和59年4月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧</td> <td>(令和3年10月)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第6章 トンネル（NATM）</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <table border="0"> <tr> <td>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）</td> <td>(令和3年4月)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第7章 コンクリートシェッド</p> <p>第3節 プレキャストシェッド下部工 7-7-3-6 受台工</p> <p>3. 防錆処置 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。 なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。</p>	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	(令和2年9月)	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	(令和3年3月)		(削除)	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧	(昭和45年4月)	日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説	(昭和59年4月)	日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧	(令和3年10月)	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	(令和3年3月)	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧	(昭和45年4月)	日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説	(昭和59年4月)	日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧	(令和3年10月)	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）	(令和3年4月)	
日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	(昭和55年8月)																																													
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	(平成28年12月)																																													
日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集	(平成3年7月)																																													
	(新規)																																													
	(新規)																																													
	(新規)																																													
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	(平成28年12月)																																													
	(新規)																																													
	(新規)																																													
	(新規)																																													
建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）	(平成24年3月)																																													
日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	(令和2年9月)																																													
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	(令和3年3月)																																													
	(削除)																																													
日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧	(昭和45年4月)																																													
日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説	(昭和59年4月)																																													
日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧	(令和3年10月)																																													
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	(令和3年3月)																																													
日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧	(昭和45年4月)																																													
日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説	(昭和59年4月)																																													
日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧	(令和3年10月)																																													
建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）	(令和3年4月)																																													

現行	改定	摘要
<p style="text-align: center;">第8章 鋼製シェッド</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年9月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)</p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)</p> <p>第5節 鋼製シェッド下部工</p> <p>7-8-5-6 受台工</p> <p>4. 防錆処置</p> <p>受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第10章 地下駐車場</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成27年6月)</p>	<p style="text-align: center;">第8章 鋼製シェッド</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)</p> <p>第5節 鋼製シェッド下部工</p> <p>7-8-5-6 受台工</p> <p>4. 防錆処置</p> <p>受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。</p> <p>なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第10章 地下駐車場</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (令和3年3月)</p>	

現行	改定	摘 要
<p style="text-align: center;">第8編 公園緑地編</p> <p style="text-align: center;">第1章 基盤整備</p> <p>8-1-10-4 伐採工</p> <p>1. 受注者は、高木伐採、中低木伐採及び枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、抜根の施工については、主要な根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p>8-1-10-5 発生材再利用工</p> <p>受注者は、発生材再利用工の施工については、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 植栽</p> <p>第5節 公園施設等撤去・移設工</p> <p>8-2-6-3 伐採工</p> <p>伐採工の施工については、8-1-10-4 伐採工の規定による。</p> <p>8-2-6-4 発生材再利用工</p> <p>発生材再利用工の施工については、8-1-10-5 発生材再利用工の規定による。</p>	<p style="text-align: center;">第8編 公園緑地編</p> <p style="text-align: center;">第1章 基盤整備</p> <p>8-1-10-4 樹木伐採・伐根工</p> <p>1. 受注者は、高木伐採、中低木伐採、枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、高木抜根、中低木抜根の施工については、根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。</p> <p>8-1-10-5 工事支障木対策工</p> <p>1. 受注者は、枝降ろしの施工については、樹木の性状や生育状況、周辺状況に応じた方法を選択し、将来の枝葉の生育方向を見込んで行い、切除する位置や角度、順序に特に注意しなければならない。</p> <p>2. 支障枝剪定の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 園路、広場や車道の通行等に支障をおよぼす枝、隣接地へ侵入している越境枝、架線、照明施設への障害枝等を剪定する。</p> <p>(2) 健全枝、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意して実施し、必要に応じて保護対策を講じなければならない。</p> <p>(3) 支障枝の除去にあたっては、監督職員と協議のうえで、樹形の乱れを最小限にとどめる範囲で行わなければならない。</p> <p>3. 中低木移植の施工については8-2-4-6 中低木移植工の規定による。</p> <p>4. 樹木運搬の施工については8-2-4-5 高木移植工の規定による。</p> <p>5. 中木刈込の施工については、8-3-4-4 中木刈込工の規定による。</p> <p>6. 低木刈込工の施工については、8-3-4-5 低木刈込工の規定による。</p> <p>8-1-10-6 発生材再利用工</p> <p>受注者は、発生材再利用工の施工については、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 植栽</p> <p>第6節 公園施設等撤去・移設工</p> <p>8-2-6-3 伐採工</p> <p>伐採工の施工については、8-1-10-4 樹木伐採・伐根工の規定による。</p> <p>8-2-6-4 発生材再利用工</p> <p>発生材再利用工の施工については、8-1-10-6 発生材再利用工の規定による。</p>	

現行	改定	摘 要
(新規)	<p style="text-align: center;">第3章 緑地育成</p> <p>第1節 適要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本章は、公園緑地工事における植栽基盤改良工、樹木整姿工、樹木育成工、芝生地育成工、樹木冬期対策工、発生材等処理工その他これらに類する工種について適用する。 2. 受注者は、緑地育成の施工にあたっては、植栽工事の竣工後、植物を十分に成長させるため生育段階に応じた必要な作業を行い、適切に保全・養生を行わなければならない。 <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 (令和 3年 5月) 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 (令和 3年 5月) 日本造園学会 造園工事総合示方書 技術解説編 (平成 27年 6月) 日本造園建設業協会 公園・緑地樹木剪定ハンドブック (令和元年) 環境省 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル (令和 2年 5月改訂) 森林総合研究所 放置竹林の把握と効率的な駆除技術 (平成 30年 2月) 公園・緑地維持管理研究会 改訂 5版公園・緑地の維持管理と積算 (平成 28年 12月) 造園修景積算研究会 造園修景積算マニュアル (令和元年 4月)</p> <p>第3節 植栽基盤改良工</p> <p>8-3-3-1 一般事項</p> <p>本節は、植栽基盤改良工として透水層工、土層改良工、小規模土性改良工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>8-3-3-2 材料</p> <p>小規模土性改良工で使用する土壌改良材については、8-1-5-2 材料の規定による。これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>8-3-3-3 透水層工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 暗渠排水の方法は、植栽基盤下部に有孔管を設置し、これにより地中水を排水する方法とする。 2. 受注者は、暗渠排水の施工については、施工前に雨水排水平面図だけでなく、関連する植栽平面図を参考に、排水管の位置、高さについて確認しなければならない。 3. 受注者は、設計図書に示された以外の場所に滞留水による植栽樹木への悪影響のおそれが見られる場合には、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 4. 受注者は、暗渠排水の施工については、周辺の根や地下埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。 	

現行	改定	摘 要
<p>(新規)</p>	<p>8-3-3-4 土層改良工</p> <p>1. 普通耕は、植栽基盤の表層部分を通常 20 cm程度、耕起することにより、土壌の団粒化、通気性、透水性を改良し、有効土層を拡大することとする。</p> <p>深耕は、深い有効土層（通常 40～60 cm）を必要とする場合に行う植栽基盤の表層耕起のこととする。</p> <p>混層耕は、植栽基盤の表層部と下層部の土壌の性質が異なる場合、混合耕耘により有効土層を確保し、土層構造の連続性を持たせることとする。</p> <p>2. 受注者は、普通耕、深耕、混層耕の施工については、設計図書によるものとし、過度の締固めを行わないようにしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、土壌構造を不良にする場合があるため、降雨直後には耕起を行ってはならない。</p> <p>4. 受注者は、耕起回数の設定については、土壌条件、設計意図を考慮して、締固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。また、受注者は、耕起回数が設定し難い場合は、試験施工を行い、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、回数設定を行わなければならない。</p> <p>5. 受注者は、土壌入替え、圧縮空気破碎の施工については、設計図書によるものとする。</p> <p>6. 受注者は、エアレーションの施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により、土壌が膨軟となるよう効果的に行わなければならない。</p> <p>(2) 人力による場合は、エアレーション用スパイク・フォークなどの器具を用い、全面にむらなく表面に穴をあけなければならない。</p> <p>(3) 機械による場合は、石などを取り除いた後、専用機械（エアレーター）により行わなければならない。また、空気圧入機を使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 周辺にある瓦礫、空缶等の障害物は、あらかじめ取り除かななければならない。</p> <p>(5) 穿孔穴及びカッティングの深さ、間隔については、設計図書によるものとする。</p> <p>7. 受注者は、入替土はガレキ、樹木根、笹根、病害及び化学的有害物等を含まないもの、または雑草等の発芽防止処理を施したもので、搬入前に見本を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>8-3-3-5 小規模土性改良工</p> <p>1. 小規模土性改良工の施工については、8-1-5-5 土性改良工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、小規模土性改良の施工については、改良効果が十分に発揮されるよう土壌改良材を植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、施肥については、設計図書に示す種類と量の肥料を過不足なく施用しなければならない。</p> <p>8-3-3-6 残土処理工</p> <p>残土処理工の施工については、第 1 編 2-3-7 残土処理工の規定による。</p>	

現行	改定	摘 要
(新規)	<p>第4節 樹木整姿工</p> <p>8-3-4-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、樹木整姿工として高中木整姿工、中木刈込工、低木刈込工、仕立物刈込工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 樹木整姿工は、目標とする樹形形成のために、樹形の骨格づくり、樹冠の整生、混みすぎによる病害虫及び枯損枝の発生防止等を目的として行うもので、樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然樹形に仕立てなければならない。</p> <p>3. 受注者は、並木については、高さ、葉張り、下枝高さなどの樹姿の統一を図りつつ仕立てなければならない。</p> <p>4. 受注者は、樹木に材質腐朽菌によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した場合は、監督職員に速やかに報告しなければならない。</p> <p>5. 樹木整姿工の施工にあたっては、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 公園利用者の安全を確保するために安全柵の設置、交通誘導員の配置等の安全対策を講じなければならない。</p> <p>(2) 設計図書に示される対象樹木の位置及び形状等の規格について疑義が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(3) 施工にあたり、周辺構造物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一構造物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。</p> <p>(4) 施工にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。</p> <p>(5) 発生する剪定枝葉、残材等は建設発生材木として速やかに処分するとともに、樹木周辺をきれいに清掃しなければならない。なお、建設発生材木を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>8-3-4-2 材料</p> <p>樹木整姿工で使用する材料は、8-2-3-2 材料の規定による。</p> <p>8-3-4-3 高中木整姿工</p> <p>1. 高中木整姿工の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 高中木整姿工では、目標とする樹形の維持・形成のために、枝の生長を予測した枝の数や長さ、配置を決め、不要枝を除去するとともに、混みすぎた枝葉の剪定を行って樹冠を整える基本剪定と、原則として当年から前年の間に基本剪定を行った樹木を対象とし、混みすぎた枝葉による枯損枝の発生防止や風害の予防などを目的に樹形・樹冠を整える程度の剪定である整姿剪定がある。</p> <p>(2) 基本剪定の施工については、樹形の骨格づくりを目的とし骨格枝である主枝、副主枝を主体に人力剪定作業をもって、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行わなければならない。</p>	

現行	改定	摘 要
(新規)	<p>(3) 整姿剪定の施工については、樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止を目的とし副主枝及び側枝や不要な枝に対し人力剪定作業をもって、切詰め、枝抜き、切返しを行わなければならない。</p> <p>(4) 高さ 2m以上の箇所で行う場合は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）等の関係法令等に基づき作業を行わなければならない。</p> <p>(5) 主として剪定すべき枝は、以下の各号の規定による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 枯枝 ② 成長のとまった弱小な枝(弱小枝) ③ 著しく病害虫におかされている枝(病害虫枝) ④ 通風、採光、架線、公園利用者、車の通行の障害となる枝(障害枝) ⑤ 折損によって危険をきたすおそれのある枝(危険枝) ⑥ 樹冠や樹形の形成上及び樹木の生育上不必要な枝(冗枝、ヤゴ、胴吹き、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝) <p>2. 高中木整姿工の剪定の方法については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 切詰め、切返し、枝抜き(枝透かし)、枝降ろし(鋸透かし)等があり、それぞれ樹種の特性、目標とする形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行わなければならない。</p> <p>(2) 下枝の枯死を防ぐよう、原則として、上方を強く、下方を弱く剪定しなければならない。また、一般に南側等樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定しなければならない。</p> <p>(3) 不定芽の発生原因となるぶつ切り等は、原則として行ってはならない。</p> <p>(4) 芯は原則として止めないものとする。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てなければならない。</p> <p>(5) こぶについては、原則、取り除かなければならない。なお、切り返す適当な枝があり、こぶが小さい場合には、こぶの一部をそぎ落とし、切り返す適当な枝がない場合には、こぶの手前で切り取るものとする。過年度にこぶを取り除き多くの枝が萌芽している場合は、将来伸ばす枝を数本選び、残りの枝葉を切り取るものとする。</p> <p>(6) 古枝で先端部分が大きなこぶとなっているもの又は割れ、腐れ等がある場合は、樹種や樹勢を考慮し、古枝の途中によい方向の新生枝を見つけ、その部分から先端を切り取り、若い枝に切り返さなければならない。</p> <p>(7) 太枝の剪定については、切断箇所の表皮がはがれないよう、切断予定箇所の数 10 cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえ、切返しを行い切除しなければならない。切断箇所は、切断後の自然治癒(巻き込み)を促進するため、幹からある程度の距離(ブランチカラー)を残して切断しなければならない。</p> <p>(8) 切詰剪定については、主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を、定芽の直上の位置で、樹冠の大きさが整う長さに剪定しなければならない。この場合、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽(原則として、外芽、しだれやなぎ等は内芽)を残さなければならない。</p>	

現行	改定	摘要
(新規)	<p>(9) 樹冠外に飛び出した枝の切取りのために行う切返剪定については、樹木全体の形姿に配慮し、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取らなければならない。</p> <p>(10) 枝が混み過ぎた部分の中透かしや樹冠の形姿構成のために行う枝抜剪定については、不必要な枝(冗枝)をその枝の付け根から切取らなければならない。</p> <p>(11) 枝透かし剪定については、一般に中透かし、小透かしがあり、中透かしは、密生枝、からみ枝、徒長枝など不要な枝を、剪定バサミとノコギリを用いて比較的大きな枝を対象として切り取り、おおまかに樹形を整えることをいい、小透かしは、伸びすぎたり、混みすぎた部分の小枝を、木バサミで切り取り樹形を整えることである。</p> <p>(12) 花木類の剪定については、花芽の分化形成時期を考慮し、剪定の時期及び着生位置に注意して行わなければならない。</p> <p>(13) 剪定後の樹枝の切口は、必要に応じて防腐処理をおこなうものとする。</p> <p>3. 剪定の時期については、原則として以下の各号の規定によるものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 落葉樹については、厳寒期を除く落葉期とし当年枝が伸びきった夏の時期とする。</p> <p>(2) 常緑樹については、厳寒期を除き、春の新梢の成長が停止する時期、または初秋とする。</p> <p>(3) 針葉樹については、厳寒期を除く初冬か春先とする。</p> <p>4. 落葉樹基本剪定の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 樹種の特性に合った樹形の骨格配置づくりを主目的に、その樹種の持つ自然樹形を保つように剪定を行わなければならない。</p> <p>(2) 将来の枝の生長を予測した枝の数や長さ、配置を決め、不要枝を除去するとともに、枝降ろし、枝抜剪定、切返剪定を適宜組み合わせ作業を行い、樹形の骨格、樹冠を整えなければならない。</p> <p>(3) 剪定の時期については、3. 剪定の時期による。</p> <p>5. 常緑樹基本剪定の施工については、4. 落葉樹基本剪定の規定による。</p> <p>6. 針葉樹基本剪定の施工については、4. 落葉樹基本剪定の規定による。</p> <p>7. 落葉樹整姿剪定の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止を目的に、その樹種の持つ自然樹形を保つように剪定を行わなければならない。</p> <p>(2) 主に副主枝及び側枝や不要な枝を対象とし、切詰剪定、枝抜剪定、切返剪定を適宜組み合わせ作業を行わなければならない。</p> <p>(3) 剪定の時期については、3. 剪定の時期による。</p> <p>8. 常緑樹整姿剪定の施工については、7. 落葉樹整姿剪定の規定による。</p> <p>9. 針葉樹整姿剪定の施工については、7. 落葉樹整姿剪定の規定による。</p> <p>10. 受注者は、特殊樹木整姿剪定の施工については、ヤシ類は枯れ上がった下枝、花殻落下による事故防止のため必要に応じて作業を行うものとする。特に樹高のある樹種の剪定に際しては、樹高に適した高所作業車を使用しなければならない。</p> <p>11. 受注者は、フジ棚整姿剪定の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) フジ棚の機能に応じ、フジの生長に合わせて摘芯を行い、横枝を出させるよう行わなければならない。</p>	

現行	改定	摘 要
(新規)	<p>(2) フジの骨格を整え開花を促進するため、長枝(つる)の横枝の混みすぎた枝、枯枝、むだ枝を刈り取り又は切り取らなければならない。</p> <p>(3) つるが長枝にならずに短枝になっている場合は、細かいものは間引き、太いものは切り取らずに残すよう剪定を行わなければならない。</p> <p>(4) 剪定の時期については、3. 剪定の時期及び8-3-4-3 高中木整姿工の(12)による。</p> <p>12. 受注者は、マツ整姿剪定の施工については、枯れ枝やからみ枝、伸びすぎた枝を剪定した上で古くなった葉を丁寧に取らなければならない。</p> <p>13. 枝降ろしの施工については、8-1-10-5 工事支障木対策工の規定による。</p> <p>14. 受注者は、胴吹き枝・ヤゴ取りの施工については、胴吹き剪定は、高さ2.5m程度以下の胴吹き枝を切除する。ヤゴは、幹または根部に沿って付け根から、剪定バサミや切り戻し用ナイフ等で切除しなければならない。</p> <p>15. 支障枝剪定の施工については、8-1-10-5 工事支障木対策工の規定による。</p> <p>8-3-4-4 中木刈込工</p> <p>1. 中木刈込、中木機械刈込の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 刈込は、切詰め過ぎにより、樹冠全体が小作りにならないように刈込原形を考慮しなければならない。</p> <p>(2) 枝の密生した箇所は中透かしを行い、刈込原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝で輪郭線を作りながら刈り込まなければならない。</p> <p>(3) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈り込まなければならない。</p> <p>(4) 枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行わなければならない。</p> <p>(5) 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化形成時期と着生位置に注意しなければならない。</p> <p>(6) 針葉樹は不定芽が発生しにくいので、萌芽力を損なわないよう、樹種の特徴を十分考慮して注意して行わなければならない。</p> <p>(7) 刈込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、ハサミで切り戻さなければならない。</p> <p>2. 生垣刈込、生垣機械刈込の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 生垣、列植の刈込は、枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、設計図書に示す高さ及び幅に両面を刈込み、先端を揃えなければならない。</p> <p>(2) 枝葉の疎放な部分には、必要に応じて疎密をなくすよう、必要に応じて枝の誘引を行わなければならない。</p> <p>(3) 刈込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、ハサミで切り戻さなければならない。</p> <p>(4) 刈取った枝葉はすみやかに処分するものとし、特に枝葉が樹冠内に残らないよう、きれいに取り去らなければならない。</p> <p>8-3-4-5 低木刈込工</p> <p>1. 低木刈込工、低木機械刈込の施工については、以下の各号の規定によるものとし、記載のないものについては、8-3-4-3 高中木整姿工の規定による。</p> <p>(1) 刈込作業については、枝の密生した箇所は中透かしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝で輪郭線を作りながら刈り込まなければならない。</p>	

現行	改定	摘 要
(新規)	<p>(2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込まなければならない。また、萌芽力の弱い針葉樹については弱く刈込んで、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ、充分注意しながら芽つみを行わなければならない。</p> <p>(3) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化形成時期と着生位置に注意しなければならない。</p> <p>(4) 大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、目標とする刈り高にそろそろよう、刈込まなければならない。また、植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝条が元に戻るような処置を行わなければならない。</p> <p>(5) 刈取った枝葉はすみやかに処分するものとし、特に枝葉が樹冠内に残らないよう、きれいに取り去らなければならない。</p> <p>(6) 刈込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、ハサミで切り戻さなければならない。</p> <p>8-3-4-6 仕立物刈込工</p> <p>1. 仕立物刈込工の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 刈込作業については、枝の密生した箇所は中透かしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝で輪郭線を作りながら刈込まなければならない。</p> <p>(2) 樹勢や、景観とのバランスから特に重要な仕立物については、監督職員の立会のもと施工方法を十分に協議し実施しなければならない。</p> <p>(3) 樹木の特性に応じて切詰め、中透かし、枯枝の除去などを行わなければならない。その他は、8-3-4-5 低木刈込工に準ずる。</p> <p>第5節 樹木整姿工</p> <p>8-3-5-1 一般事項</p> <p>本節は、樹木育成工として病虫害防除工、樹勢回復工、樹木養生工、支柱補修工、樹木矯正工、樹木伐採・抜根工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>8-3-5-2 材料</p> <p>1. 樹木育成工の材料については、第3編 2-17-2 材料の規定による。</p> <p>2. 支柱の材料については、8-2-3-2 材料の規定による。</p> <p>8-3-5-3 病虫害防除工</p> <p>1. 受注者は、病虫害防除にあたっては、早期発見と防除に係る判断の確認を実施し、防除手段は、特別な理由がない限り物理的防除等に対応しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、被害枝切除を施工する場合は、幼齢期のアメリカシロヒトリ、チャドクガ、オビカレハ等が枝葉に集団で生息している場合、この部分の枝葉を、幼虫を落下させないように注意して切り取り、速やかに搬出処分しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、チャドクガは強力な毒を持っており、振動を加えると毒毛針が飛散するので、万全な保護具を着用し、安全に十分留意し作業を行わなければならない。</p>	

現行	改定	摘 要
(新規)	<p>4. こも巻きの施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) こも巻の取付け、取はずしは、適期を逸しないよう施工しなければならない。</p> <p>(2) 取付け位置は、原則として地上高 1.5m 程度の樹幹に取付けるものとし、取り付け位置より下部に枝がある場合は、当該下枝にも取付けなければならない。</p> <p>(3) 支柱のある場合は、支柱と樹木の結束点より上部に取付けなければならない。また害虫の駆除に不適当な場合は、結束点下部の樹幹と支柱のそれぞれに取付けなければならない。</p> <p>(4) こもの取付けは、樹幹に巻きこみ、その上を二子縄等で 2 ケ所結束するものとし、結束は上方を緩く、下方を硬く結束しなければならない。</p> <p>(5) 取り外し後のこも等は速やかに搬出しなければならない。</p> <p>5. 薬剤施用の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 薬剤施用の施工にあたり、施工前に施工箇所を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(2) 農薬を選択するにあたっては、公園利用者をはじめ周辺住民や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し、適切に農薬を使用しなければならない。散布する場合には最小限の区域における農薬散布に留めなければならない。</p> <p>(3) 薬剤施用の施工については、公園利用者や周辺住民への周知の方法等について、施工前に監督職員に連絡のうえ、必要に応じて監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 薬剤施用に使用する薬剤の取り扱いについては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）等の関係法令等を遵守するとともに、メーカーなどで定める使用方法に従って適正に行わなければならない。</p> <p>(5) 薬剤施用の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらのないように散布しなければならない。</p> <p>8-3-5-4 樹勢回復工</p> <p>1. 施肥の施工については、3-3-5 小規模土性改良工の規定によるものとするほか、以下の規定による。</p> <p>(1) 施肥の施工にあたり、施工前に施工箇所を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督職員に連絡し、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(2) 施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。</p> <p>(3) 施肥の施工については、肥料が直接樹木の根に触れないように、根の周りに均一に施工しなければならない。</p> <p>(4) 施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p>(5) 溝幅あるいは縦穴幅は、施肥量により適宜増減するものとする。</p>	

現行	改定	摘要
(新規)	<p>(6) 受注者は、高木施肥にあたっては、樹種や樹勢の状況、実施時期に応じ、輪肥、車肥、壺肥等の適切な方法により実施しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に施工時期、施工方法については監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. 樹木修復の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 樹木修復については、修復の時期、種類及び方法については監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 樹木の樹皮部及び木部の枯死、腐朽、病患、傷の部分は必要に応じて削って除かなければならない。また、害虫が侵入してきている部分は、幼虫の駆除を完全に行わなければならない。</p> <p>(3) 樹木の腐朽部を除去した場合は、腐朽菌や害虫を駆除するために必要に応じて殺菌剤や燻蒸剤を塗布または燻蒸して消毒しなければならない。</p> <p>(4) 除去した腐朽部には、充てん後に変化して障害を出さない材料で、傷口と充てん材の間から雨水が浸透しないよう充てんし、樹木と傷口の形状に合わせて成形しなければならない。</p> <p>(5) 腐朽部が大きい場合は、回復された表面に崩壊、剥離が生じないように補強材で補強しなければならない。</p> <p>(6) 患部の治療を終えるとき、充てん剤の仕上げ面は周囲の形成層より内部に仕上げ、術後形成層の発育を阻害しないようにしなければならない。</p> <p>(7) 施工後の樹木の傷が安定するまで、樹木に支柱やロープで補強対策を行わなければならない</p> <p>8-3-5-5 樹木養生工 樹木養生工の施工については、8-2-3-10 樹木養生工の規定による。</p> <p>8-3-5-6 支柱補修工</p> <p>1. 支柱取替の施工については、新材料を使用するものとするが、支柱取替後の設置については、8-2-3-3 高木植栽工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、結束直しの施工については、樹幹と支柱とは緊密に固定し、樹幹には杉皮等を巻き、しゅろ縄で結束しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、支柱撤去の施工については、在来の支柱の取外しを行う際は、樹木を損傷しないよう十分注意し根元より完全に引き抜き、また、杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様にきれいに取り除かなければならない。</p> <p>8-3-5-7 樹木矯正工</p> <p>1. 受注者は、根上り矯正の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 倒木復旧、半倒木復旧の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 倒木復旧、半倒木復旧にあたっては、できるだけ根を切らないよう必要に応じ根元の周囲を掘削し、樹木を傷めないよう注意して施工しなければならない。</p>	

現行	改定	摘 要
(新規)	<p>(2) 根張りの状態、または根の損傷程度によって監督職員の指示に従い、樹勢に応じた剪定を行わなければならない。</p> <p>(3) 支柱の取り付け、水鉢づくり、養生等は 8-2-3-1 一般事項の規定による。</p> <p>8-3-5-8 樹木伐採・抜根工 樹木伐採・抜根工の施工については、8-1-10-4 樹木伐採・抜根工の規定による。</p> <p>第 6 節 芝生地育成工</p> <p>8-3-6-1 一般事項 本節は、芝生地育成工として芝生育成工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>8-3-6-2 材料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、芝生地育成工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づくものでなければならない。 2. 客土及び目土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものでなければならない。 3. 使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。 <p>8-3-6-3 芝生育成工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、芝生育成工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に連絡しなければならない。 2. 芝機械刈り及び芝人力刈りの施工については、以下の各号の規定による。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 芝生地内にある瓦礫、空缶等の障害物は、あらかじめ取り除かななければならない。 (2) 公園利用者の安全確保および周辺の施設・構造物等の保全のため、バリケード、ロープ等で作業区域を囲い「作業中につき立入禁止」等の看板を掲示する。 (3) ロータリーモア一等の機械及び刈払機を使用する時は、小石等が周囲に飛散しないよう、飛散防止カバーを装着するとともに、状況に応じ、飛散防止用板等を持った作業員を配置する等、安全に注意しなければならない。また、ロータリーモアの施工にあたっては、排出口を公園利用者や建物に向けないように安全確保に注意し、運転しなければならない。また、ロータリーモアの施工にあたっては、排出口を公園利用者や建物に向けないように安全確保に注意し、運転しなければならない。 (4) 芝生地内にある樹木、草花類、施設等は損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈り込まなくてはならない。 (5) 刈込み回数、刈込み高は、設計図書によるものとする。 (6) 刈り取った茎葉は、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃しなければならない。 (7) 樹木の根際、柵類の廻り等、機械刈りの不適當な場所又は不能な場所は手刈りしなければならない。 	

現行	改定	摘要
(新規)	<p>3. 縁切の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 園路や芝地に隣接する施設内に芝生のほふく茎が侵入しないよう園路や芝地に隣接する施設内から5～10 cm幅程度をせん除しなければならない。</p> <p>(2) 樹木の根元廻りの芝生をせん除しなければならない。</p> <p>(3) 刈り取った茎葉は、速やかに処理するとともに、刈跡は、きれいに清掃しなければならない。</p> <p>4. 目土掛については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 目土材は、植物も根茎、瓦礫等の混入がなく、必要に応じふるい分けしたものを使用しなければならない。</p> <p>(2) 目土は、所定量をとんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込まなければならない。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行わなければならない。</p> <p>(3) 土壌改良及び肥料を混入する場合は、所定の混入率となるよう入念に混合しなければならない。</p> <p>5. 施肥の施工については、8-3-3-5 小規模土性改良工の規定によるものとするほか、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 芝生面にむらのないよう均一に散布しなければならない。</p> <p>(2) 肥料を施す場合は、降雨直後等で葉面がぬれているときは行ってはならない。</p> <p>(3) 芝生地の施肥は、抜根除草、芝刈後に施工するよう留意しなければならない。</p> <p>6. ブラッシングの施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) ほふく茎や根等を切断するとともに、茎葉の間の枯葉枯茎(サッチ)を除去し、更新を促すため、レーキやフォーク等で丁寧にすき均さなければならない。</p> <p>(2) 発生した枯葉枯茎等は、監督職員が指示する場所に集積し、まとめて処理するとともに、ブラッシング後はきれいに清掃しなければならない。</p> <p>7. エアレーションの施工については、8-3-3-4 土層改良工の規定による。</p> <p>8. 人力伐根除草の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 既存樹木及び芝草を傷めないよう除草器具等を用いて根ごと取り除かなければならない。</p> <p>(2) 抜き取った雑草は、速やかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃しなければならない。</p> <p>(3) 除根後に穴が生じた場合は、必要に応じて目土の充填を行わなければならない。</p> <p>第7節 樹木冬期対策工</p> <p>8-3-7-1 一般事項</p> <p>本節は、樹木冬期対策工として高木雪囲工、中低木雪囲工、樹木防寒工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>8-3-7-2 材料</p> <p>1. 樹木冬期対策工の材料については、8-2-3-2 材料の規定による。</p> <p>2. 受注者は、樹木冬期対策工の施工については、作業前に監督職員に使用材料を確認し、承諾を得なければならない。</p>	

現行	改定	摘要
(新規)	<p>8-3-7-3 高木雪囲工</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、高木雪囲工等を施工するにあたり、積雪による樹木の折損、倒伏、傾斜等の被害防止を図るため、樹形をよく把握し、作業にあたらなければならない。 受注者は、高木雪囲工の施工にあたり、取付け及び取外しの実施時期については、気象条件等によって変更する必要があるため、監督職員と協議のうえで決定しなければならない。 受注者は、取外しにあたっては、竹、縄等のくずを残さないように清掃を行わなければならない。 受注者は、幹吊り、枝吊りの箇所、内容については、設計図書によるものとするが、施工方法については監督職員の承諾を得なければならない。 <p>8-3-7-4 中低木雪囲工</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、縄巻き、竹囲い、屋根囲い、板囲いの箇所、詳細については、設計図書によるものとするが、特に施工方法については監督職員の承諾を得なければならない。 受注者は、中低木雪囲工等を施工するにあたり、積雪による樹木の折損、倒伏、傾斜等の被害防止を図るため、樹形をよく把握し、実施しなければならない。 中低木雪囲工の取付け及び取外しの実施時期については、気象条件等によって変更する必要があるため、監督職員と協議のうえで決定しなければならない。 受注者は、雪囲いの取外しにあたっては、竹、縄等のくずを残さないように清掃を行わなければならない。 <p>8-3-7-5 樹木防寒工</p> <ol style="list-style-type: none"> 藁巻、藁ぼっちの箇所、詳細については、設計図書によるものとするが、特に施工方法については監督職員の承諾を得なければならない。 受注者は、藁巻、藁ぼっちの施工にあたり、取付け及び取外しの実施時期については、気象条件等によって変更する必要があるため、監督職員と協議のうえで決定しなければならない。 受注者は、藁巻、藁ぼっちの取外しにあたっては、藁、縄等のくずを残さないように清掃を行わなければならない。 <p>第8節 樹木冬期対策工</p> <p>8-3-8-1 一般事項</p> <p>本節は、発生材等処理工として発生材処理工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>8-3-8-2 発生材処理工</p> <p>発生材処理工の施工については、第1編 1-1-19 建設副産物の規定による。</p>	

現行	改定	摘 要
<p style="text-align: center;">第3章 施設整備</p> <p>8-3-0-0 ○○○○</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>第6節 電気設備工 8-3-6-2 材料 JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)</p> <p>第14節 公園施設等撤去・移設工 8-3-14-3 伐採工 伐採工の施工については、8-1-10-4 伐採工の規定による。 8-3-14-4 発生材再利用工 発生材再利用工の施工については、8-1-10-5 発生材再利用工の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第4章 グラウンド・コート整備</p> <p>8-4-0-0 ○○○○</p> <p>第6節 公園施設等撤去・移設工 8-4-6-3 伐採工 伐採工の施工については、8-1-10-4 伐採工の規定による。 8-4-6-4 発生材再利用工 発生材再利用工の施工については、8-1-10-5 発生材再利用工の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 自然育成</p> <p>8-5-0-0 ○○○○</p> <p>第4節 自然育成植栽工 8-5-4-2 材料</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、使用する材料については、設計図書によるものとする。また、現場搬入後は、水を切らさないようにし、材料を重ねて圧迫したり、長期間日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならない。 受注者は、使用する材料については、みだりに天然ものを採取せず、採取する場合は、法律で規制された区域で採取を行ってはならない。また、採取場所については、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 	<p style="text-align: center;">第4章 施設整備</p> <p>8-4-0-0 ○○○○ (第3章に「緑地育成」追加により章、節、項番号の繰り上げ(以降全てに適用))</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月)</p> <p>第6節 電気設備工 8-4-6-2 材料 JIS C 8430 (硬質ポリ塩化ビニル電線管)</p> <p>第14節 公園施設等撤去・移設工 8-4-14-3 伐採工 伐採工の施工については、8-1-10-4 樹木伐採・伐根工の規定による。 8-4-14-4 発生材再利用工 発生材再利用工の施工については、8-1-10-6 発生材再利用工の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 グラウンド・コート整備</p> <p>8-5-0-0 ○○○○ (第3章に「緑地育成」追加により章、節、項番号の繰り上げ(以降全てに適用))</p> <p>第6節 公園施設等撤去・移設工 8-5-6-3 伐採工 伐採工の施工については、8-1-10-4 樹木伐採・伐根工の規定による。 8-5-6-4 発生材再利用工 発生材再利用工の施工については、8-1-10-6 発生材再利用工の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 自然育成</p> <p>8-6-0-0 ○○○○ (第3章に「緑地育成」追加により章、節、項番号の繰り上げ(以降全てに適用))</p> <p>第4節 自然育成植栽工 8-6-4-2 材料</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、自然育成植栽工で使用する材料については、設計図書によるものとする。また、現場搬入後は、水を切らさないようにし、材料を重ねて圧迫したり、長期間日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならない。 受注者は、自然育成植栽工で使用する材料については、みだりに天然ものを採取せず、採取する場合は、法律で規制された区域で採取を行ってはならない。また、採取場所については、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 	

現行	改定	摘 要
<p>8-5-4-5 林地育成工</p> <p>1. 受注者は、林地育成工の施工については、残置する樹木及び周辺樹木を損傷しないよう十分注意しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p>2. 受注者は、間伐（択伐）及び皆伐の施工については、伐採の時期が設計図書により難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、除伐の施工については、設計図書によるものとし、対象となる樹木を根元より伐採しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、切り株保護の施工については、萌芽枝を傷めないように切株の周囲に生えている草やつるの除去を手刈りで行わなければならない。</p> <p>5. 受注者は、株立整理の施工については、一株あたり数本の丈夫な新枝を残し、株の整理をしなければならない。</p> <p>6. 受注者は、既存樹木の生育障害や景観上支障となるつる性植物のつる切りの施工については、つるを根元より切取らなければならない。</p> <p>7. 受注者は、下刈りの施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、落葉かき及び林床整理の施工については、設計図書によらなければならない。</p> <p>9. 受注者は、殻運搬処理については、樹木の主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>8-6-4-5 林地育成工</p> <p>1. 林地育成工は、主に既存樹林地における樹木及び周辺樹木について施工するものである。</p> <p>2. 受注者は、林地育成工の高木伐採及び伐根の施工については、残置する樹木及び周辺樹木を損傷しないよう十分注意しなければならない。</p> <p>3. 高木伐採、抜根、掘取り穴埋戻しの施工については、8-1-10-4 樹木伐採・抜根工の規定による。</p> <p>4. 竹類伐採、竹林伐採、竹林地下茎駆除、竹地下茎除去の施工については、設計図書によるものとし、それ以外は以下の各号の規定による。これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 竹伐採は、竹(枯竹を含む)の伐採作業、枝はらい及び切り揃え作業を含むものとする。</p> <p>(2) 竹を切る位置は必ず節止めとしなければならない。</p> <p>(3) 薬剤を使用して竹林地下茎駆除を行う場合は、薬剤の種類、使用量は設計図書によらなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>5. 受注者は、除伐の施工については、設計図書によるものとし、対象となる樹木を根元より伐採しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、既存樹木の生育障害や景観上支障となるつる性植物のつる切りの施工については、つるを根元より切取らなければならない。</p> <p>7. 受注者は、倒木処理の施工については、倒木等について、必要に応じて樹幹から枝条を切り払った後、適当な長さに玉切りし、建設発生木材として処分しなければならない。また、搬出する場合には、8-1-10-4 樹木伐採・抜根工の規定による。</p> <p>8. 受注者は、切り株保護の施工については、萌芽枝を傷めないように切株の周囲に生えている草やつるの除去を手刈りで行わなければならない。</p> <p>9. 受注者は、株立整理の施工については、一株あたり数本の丈夫な新枝を残し、株の整理をしなければならない。</p> <p>10. 受注者は、下刈りの施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。絶滅危惧に指定されている、あるいは、それに準ずるような希少種を認めた場合には、下刈りを行わずに速やかに監督職員へ報告しなければならない。</p> <p>11. 受注者は、落葉かき及び林床整理の施工については、設計図書によらなければならない。</p> <p>12. 基本剪定の施工については、8-3-4-3 高中木整姿工の規定による。</p> <p>13. 整姿剪定の施工については、8-3-4-3 高中木整姿工の規定による。</p> <p>14. 枝降ろしの施工については、8-1-10-5 工事支障木対策工の規定による。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	

現行	改定	摘 要
<p>第5節 公園施設等撤去・移設工</p> <p>8-5-5-3 伐採工 伐採工の施工については、8-1-10-4 伐採工の規定による。</p> <p>8-5-5-4 発生材再利用工 発生材再利用工の施工については、8-1-10-5 発生材再利用工の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第9編 下水道編 第1章 下水道工</p> <p>第1節 適 用</p> <p>3. その他、設計図書において定めのない事項については、公益社団法人日本下水道協会下水道土木工事必携（案）2014年版の1. 下水道土木工事共通仕様書（案）、2. 下水道土木工事施工管理基準及び規格値（案）によるものとする。</p>	<p>第5節 公園施設等撤去・移設工</p> <p>8-6-5-3 伐採工 伐採工の施工については、8-1-10-4 樹木伐採・伐根工の規定による。</p> <p>8-6-5-4 発生材再利用工 発生材再利用工の施工については、8-1-10-6 発生材再利用工の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第9編 下水道編 第1章 下水道工</p> <p>第1節 適 用</p> <p>3. その他、設計図書において定めのない事項については、公益社団法人日本下水道協会下水道土木工事必携（案）2021年版の第1編下水道土木工事共通仕様書（案）、第2編下水道土木工事施工管理基準及び規格値（案）によるものとする。</p>	